

## 第1編

## 国内政治

## 第1章 安倍首相辞任と菅新首相誕生

## 第1節 安倍首相の辞任

2012年（平成24年）12月26日に発足した安倍政権（第2次安倍内閣～第4次安倍内閣）は、2020年（令和2年）9月16日に幕を閉じることとなった。同年8月28日に、安倍首相が自らの健康を理由として退陣する意向を記者会見において表明した。

安倍首相の連続在任日数は2882日となり、歴代最長を記録した（第2位は佐藤栄作元首相の2798日）。また、2006年（平成18年）9月26日から2007年（平成19年）9月26日までの366日を加えた通算在任日数の3188日もまた歴代最長を記録している（第2位は桂太郎元首相の2886日）。

## ■安倍政権 主な実績

①	消費税率を10%に引き上げ
②	集団的自衛権の限定行使を認める安全保障関連法を整備
③	特定秘密保護法の制定
④	テロ等準備罪法の制定
⑤	天皇の生前退位を実現（「平成」から「令和」へ）
⑥	環太平洋経済連携協定（TPP）の発効

## 第2節 菅新内閣総理大臣の誕生

### 1 自民党総裁選出・菅新内閣総理大臣の誕生

安倍氏の退陣表明を受け、自民党内では総理・総裁の後任選びが始まった。

2020年（令和2年）9月8日に告示された自民党総裁選では、「アベノミクス」に続く経済対策や新型コロナウイルスへの対応のあり方等が主な争点となつた。

2020年（令和2年）9月14日に行われた自民党総裁選の結果、菅義偉官房長官が、岸田文雄政調会長・石破茂元幹事長を破り、第26代自民党総裁に選出された。そして、同月16日に安倍内閣は総辞職し、同日召集された臨時国会において菅氏は第99代内閣総理大臣に選出された。

16日に首相官邸で記者会見した菅新首相は、「行政の縦割り、既得権益、悪しき前例主義を打ち破って規制改革を全力で進める。国民のために働く内閣を作り、期待に応えていきたい」と決意を述べた。また、「安倍政権の取り組みを継承し、前に進めていくことが私の使命だ。経済再生は引き続き最重要課題。アベノミクスを継承し、一層の改革を進める。」と述べ、経済政策については基本的に安倍前政権を継承することを明らかにした。さらに、新型コロナウイルス感染症について、「今取り組むべき最優先の課題」とも述べている。

### 2 菅新内閣の政策

#### （1）はじめに

内閣発足後、菅新首相は、各大臣に対して早速以下のような指示を行った。

#### ■菅首相が閣僚に行った主な指示の内容

①	携帯電話料金の値下げとマイナンバーカードの普及拡大（⇒総務大臣）
②	デジタル庁の創設に向けた作業の迅速化（⇒デジタル改革担当大臣）
③	不妊治療への保険適用の早急な検討（⇒厚生労働大臣）
④	「縦割り110番」の設置（⇒行政改革担当大臣）

## (2) デジタル庁の創設に向けた作業の迅速化 (⇒デジタル改革担当大臣)

2020年（令和2年）12月25日、『デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針』が閣議決定された。本方針は、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」「デジタル社会形成の基本原則（①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靭、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献）」を基本的な方針として挙げている。

### ■デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要

IT 基本法の見直しの考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●IT 基本法施行後の状況の変化・法整備の必要性</li> <li>▶データの多様化・大容量化が進展し、その活用が不可欠</li> <li>▶新型コロナウイルス対策においてデジタル化の遅れ等が顕在化⇒IT 基本法の全面的な見直しを行い、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁（仮称）を設置</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●どのような社会を実現するか</li> <li>▶国民の幸福な生活の実現</li> <li>▶「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現</li> <li>▶国際競争力の強化、持続的・健全な経済発展</li> <li>●デジタル社会の形成に向けた取組事項</li> <li>▶ネットワークの整備・維持・充実、データ流通環境の整備</li> <li>▶行政や公共分野におけるサービスの質の向上</li> <li>▶人材の育成、教育・学習の振興</li> <li>▶安心して参加できるデジタル社会の形成</li> <li>●役割分担</li> <li>▶民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る</li> <li>▶国と地方が連携し情報システムの共同化・集約等を推進</li> <li>●国際的な協調と貢献、重点計画の策定</li> <li>▶データ流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、貢献</li> <li>▶デジタル社会形成のため、政府が「重点計画」を作成・公表</li> </ul>
デジタル庁（仮称）設置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本的考え方</li> <li>▶強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織</li> <li>▶基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>●デジタル庁(仮称)の業務<ul style="list-style-type: none"><li>▶国的情報システム</li><li>▶地方共通のデジタル基盤</li><li>▶マイナンバー</li><li>▶民間・準公共部門のデジタル化支援</li><li>▶データ利活用</li><li>▶サイバーセキュリティの実現</li><li>▶デジタル人材の確保</li></ul></li><li>●デジタル庁(仮称)の組織<ul style="list-style-type: none"><li>▶内閣直属。組織の長を内閣総理大臣とし、大臣、副大臣、大臣政務官、特別職のデジタル監(仮称)、デジタル審議官(仮称)他を置く</li><li>▶各省の定員振替・新規増、非常勤採用により発足時は 500 人程度</li><li>▶CTO(最高技術責任者)や CDO(最高データ責任者)等を置き、官民問わず適材適所の人材配置</li><li>▶地方公共団体職員との対話の場「共創プラットフォーム」を設置</li><li>▶2021 年(令和3年)9月1日にデジタル庁(仮称)を発足</li></ul></li></ul>
--	---

### (3) 不妊治療への保険適用の早急な検討 (⇒厚生労働大臣)

#### ア 不妊治療の保険適用に係る政府方針(『子ども・子育て支援について(不妊治療関係)』(厚生労働省) より)

<p>少子化社会対策大綱 (令和2年5月 29 日閣議決定)(抄)</p>	<p>(不妊治療等への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 不妊治療に係る経済的負担の軽減等<ul style="list-style-type: none"><li>・不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額の医療費がかかる不妊治療……に要する費用に対する助成を行うとともに、適応症と効果が明らかな治療には広く医療保険の適用を検討し、支援を拡充する。そのため、まずは 2020 年度に調査研究等を通じて不妊治療に関する実態把握を行うとともに、効果的な治療に対する医療保険の適用の在り方を含め、不妊治療の経済的負担の軽減を図る方策等についての検討のための調査研究を行う。あわせて、不妊治療における安全管理のための体制の確保が図られるようになる。</li></ul></li></ul>
---	--

菅内閣の基本方針(令和2年9月16日閣議決定)(抄)	4. 少子化に対処し安心の社会保障を構築 喫緊の課題である少子化に対処し、誰もが安心できる社会保障制度を構築するため改革に取り組む。そのため、不妊治療への保険適用を実現し、保育サービスの拡充により、待機児童問題を終わらせて、安心して子どもを生み育てられる環境をつくる。さらに、制度の不公平・非効率を是正し、次世代に制度を引き継いでいく。
----------------------------	---

#### イ 不妊治療の実態

国は不妊治療全体の実施件数等は把握していないが、日本産婦人科学会では、学会に登録されている全ての生殖補助医療機関に対して毎年実態調査を実施している。

この日本産科婦人科学会による実態調査の結果によると、登録施設数及び特定不妊治療※による出生者数は年々増加傾向にある。

#### ■特定不妊治療による出生数（人）と産婦人科学会登録施設数の一覧

年	2014	2015	2016	2017	2018
特定不妊治療による出生数(人)	47,322	51,001	54,110	56,617	56,979
産婦人科学会登録施設数	598	607	604	607	非公表
(参考)全出生数(人)	1,003,609	1,005,721	977,242	946,146	918,400

※特定不妊治療：「体外受精（体外で受精させ、妊娠を図る方法。採卵を伴うため、女性側の身体的負担が重く、主に人工受精後や女性不妊の場合に用いられる）」「顎微授精（体外受精のうち、人工的に（卵子に注射針等で精子を注入するなど）受精させるもの）」「男性に対する治療（顎微鏡下精巣内精子回収法（MD-TESE）。手術用顎微鏡を用いて精巣内より精子を改修する）」の総称。いずれも保険適用外。

なお、特定不妊治療にかかる1回あたりの費用は、体外受精38万円、顎微授精43万円となっている。

## ウ 不妊治療の経済的負担軽減を図るための支援策

2020年（令和2年）10月14日の第131回社会保障審議会医療保険部会において、「不妊に悩む方への特定地領支援事業について」と題された事業の概要が示された。具体的には、次のようなものである。

### ■特定不妊治療による出生数（人）と産婦人科学会登録施設数の一覧

要旨	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
対象治療法	対外受精及び顕微授精
対象者	特定不妊治療以外の治療法によって妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診察された法律上の婚姻をしている夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）
給付の内容	①1回15万円（初回の治療に限り30万円まで助成） ②男性不妊治療を行った場合は15万円（初回の治療に限り30万円まで助成）
所得制限	730万円（夫婦合算の所得ベース）
指定医療機関	事業実施主体において医療機関を指定
実施主体	都道府県・指定都市・中核市
補助率	2分の1（負担割合：国2分の1、都道府県・指定都市・中核市2分の1）

### （4）「縦割り110番」の設置（⇒行政改革担当大臣）

#### ア はじめに

菅新首相の指示を踏まえ、2020年（令和2年）9月17日、河野行政改革担当大臣は自身のホームページに「行政改革目安箱」を設置した。これは、省庁の縦割りや無駄の具体例をあぶりだすことを狙いとするものである。もっとも目安箱には4,000件を超える意見が殺到し、わずか1日で停止に追い込まれる事態となってしまった。

同月25日、内閣府のホームページに「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」を設けることとなった。

## イ 行政手続の押印使用停止

2020年（令和2年）9月24日、河野行政改革担当大臣は、行政手続きにおける押印を、原則として使用しないよう全府省庁に要請し、廃止することができない場合には、月内に理由の明示を求めた。なお、全府省庁において、押印が必要な書類は約1万1,000種類に上るとされている。

また、国だけでなく地方においても押印使用停止の動きが加速している。これを受けて、内閣府は、2020年（令和2年）12月18日、地方公共団体が押印の見直しを実施する際の参考として、国の取組について解説するとともに、押印の見直しに取り組む際の推進体制、作業手順、判断基準等を示すマニュアルである『地方公共団体における押印見直しマニュアル』を作成・公表した。

### ■地方公共団体における押印見直しマニュアル

はじめに	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル時代を見据えたデジタルガバメントは国と地方が二人三脚で取組を進めることによって大きな効果を発揮するが、特に、住民に身近で多くの手続の窓口となる地方公共団体が果たす役割は大きい。</li> <li>・これまで押印見直しに取り組んだことのない地方公共団体に加え、見直しを行った経験のある団体においても、更なる押印の見直しを依頼。</li> </ul>
国の押印見直しに係る取組	<p>行政手続14,992手続のうち、14,909手続(99.4%)が押印廃止の決定、または廃止の方向で検討。内部手続307手続のうち、248手続(80.8%)が押印廃止の決定、押印を廃止する予定又は廃止する方向で検討。</p> <p>今後、押印見直し対象となったものは、原則として年内に政省令や告示の改正を行い、法改正が必要な事項については、2021年（令和3年）通常国会に一括法を提出することを検討中。</p>
地方公共団体の押印見直しに係る取組	<p>国の取組の考え方、基準等をベースにし、先行して取り組んだ地方公共団体の経験も取り込みながら、地方公共団体における押印見直し手順等を整理。</p>

## ウ 行政手続きのオンライン化

2020年（令和2年）9月25日、河野行政改革担当大臣は、記者会見において「押印の次は、書面とファックスをやめたい」と述べ、押印の原則廃止の次は、行政手続きのオンライン化を進める考えを示した。

そして、12月16日、今後5年間で、全ての中央省庁の手続きで、オンライン化を進める考えを示した。

### 参考：埼玉県戸田市の実証実験

埼玉県戸田市では、2021年（令和3年）1月12日から「住民票の写し」「戸籍の附表の写し」「税証明」をインターネットで請求する手続きの実証実験を開始することとなった。具体的には、スマートフォンのアプリを利用することで、各種証明書の郵送請求が可能となる。

## 第3節 菅首相所信表明

### 1 はじめに

第203回臨時国会が2020年（令和2年）9月26日に召集され、菅首相は就任後初めての所信表明演説を行った。所信表明演説において表明された主要な政策は、次のとおりである。

#### ■菅首相所信表明概要

地球温暖化対策	2050年度までに、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする
行政のデジタル化	<ul style="list-style-type: none"><li>・デジタル庁を来年（2021年）に創設する</li><li>・今後2年半で、マイナンバーカードを全国民に普及させる</li></ul>
新型コロナウィルス対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・来年（2021年）前半までに、全国民分のワクチンを確保する</li><li>・マスクなど医療物資の供給網（サプライチェーン）を多元化する</li></ul>
活力ある地方づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>・農林水産物の輸出戦略を2020年末までに策定する</li><li>・観光需要回復のための計画を2020年内に決定する</li></ul>
社会保障改革	<ul style="list-style-type: none"><li>・オンライン診療の恒久化を推進する</li><li>・待機児童解消のための計画を2020年内にとりまとめる</li></ul>

## 2 農林水産物の輸出戦略

2020年（令和2年）11月20日、政府は「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国帰省への対応等に関する関係閣僚会議（第9回）」を開催し、その中で『農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（骨子案）』を示した。その概要は次のとおりである。

### ■農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（骨子案）の概要

戦略的基本的な考え方	<p>農林水産物・食品の輸出は2012年から2019年にかけて2倍以上に増加している          →食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）で、2025年2兆円、2030年5兆円の輸出目標を設定</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本は輸出割合が他国と比較して低く、国内市場依存型。成長する海外市場への販売比率を高め、農林水産業の成長を図る</li> <li>・これまでの「国内市場向け産品の余剰を輸出する」という考え方では、更なる輸出拡大は困難</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>農林水産業の成長には、海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の産品を専門的・継続的に生産・販売する（＝マーケットイン）体制の整備が不可欠          →3つの基本的な考え方方に従って政策を立案・実行</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①日本の強みを最大限に活かす品目別の具体的目標を設定</li> <li>②マーケットインの発送で輸出にチャレンジする農林水産業者を後押し</li> <li>③省庁の垣根を超えて政府一体として輸出の障害を克服</li> </ol>
日本の強みを最大限に活かす品目別の具体的目標を設定	<p>＜対応の方針＞</p> <p>海外で評価される、日本の強みを有する品目を中心</p> <p>に政策資源を重点的に投入して、輸出増加を加速させ、その波及効果として全体の輸出を伸ばす</p>

<p><b>マーケットインの発想でチャレンジする農林水産業者を後押し</b></p>	<p>＜対応の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外のニーズや規制に対応したマーケットインの発想に基づく产品でなければ、輸出につながらない</li> <li>・「自助・共助・公助」の原則のもと、自らリスクを取って、輸出に取り組む事業者や産地等に対して、重点的な支援と環境整備を行う</li> </ul>
<p><b>省庁の垣根を超える政府一体として輸出の障害を克服</b></p>	<p>＜対応の方針＞</p> <p>マーケットイン輸出への転換を促進するため、政府一体の体制整備を含め、輸出先国帰省の緩和・撤廃に向けた対応、海外の規制・ニーズに対応した施設整備、知的財産の保護等を効果的に推進する</p>

### 3 観光需要回復のための計画

2020年（令和2年）12月3日、政府は「観光戦略実行推進会議（第41回）」を開催し、そこで『感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン（案）』を示した。主な内容は次のとおりである。

#### ■感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン（案）の主な内容

<p>①</p>	<p>観光需要を回復させる大前提として、事業者・旅行者双方において感染拡大防止策を徹底することが不可欠であり、引き続き事業者への感染拡大防止策の導入を支援する</p>
<p>②</p>	<p>感染拡大防止策を徹底しつつ、GoToトラベル事業を延長し、感染状況を踏まえ適切に運用していく</p>
<p>③</p>	<p>地域の観光施設を再生し、地域全体で魅力と収益力を高めるため、新たな補助制度の創設や融資制度の大幅な拡充により、施設全体の改修や廃屋の撤去等を短期集中で強力に支援していく</p>
<p>④</p>	<p>地域に眠る観光資源を磨き上げる取組を支援して、地域に残る縦割りを打破し、国内外の観光客にとって魅力的な観光地の整備を進めるための体制を強化する</p>
<p>⑤</p>	<p>インバウンド回復までの期間も活用し、多言語対応、無料Wi-Fiの整備等、快適に旅行できる受入環境の整備に引き続きしっかりと取り組む</p>
<p>⑥</p>	<p>国内外の感染状況等を見極めつつ、インバウンドの段階的回復に向けた取組を進める</p>

#### 4 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)

2019年（令和元年）12月20日に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定された。これは、第1期総合戦略（2015～19年度）期間中の施策の検証を踏まえ、2020～24年度までの中長期の地方創生施策の方向性等を決定したものであった。

しかし、その翌年の2020年（令和2年）には新型コロナウイルス感染症が発生し、感染症の急激な拡大の影響を踏まえ、当面の地方創生の進め方を提示する必要が生じた。そこで、政府は、同年7月17日に「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」を策定した。

その後、感染症を受けた国民の意識や行動が変容してきたことから、時代の変化を捉えた新しい地方創生の実現に向けた今後の政策の方向性を提示する必要が生じた。そこで、同年12月16日、「まち・ひと・しごと創生会議（第24回）」において、『第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）について～感染症の影響を踏まえた今後の地方創生～』が示された。

##### ■『第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）』の概要

①	DXの推進と脱炭素社会の実現に向けた取組
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における Society5.0 の実現に向け、医療、福祉、教育など社会全体の未来技術の実装を支援することを通じて、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を強力に推進する</li> <li>・さらに、環境と成長の好循環及び脱炭素社会の実現に向けた取組を強力に推進する</li> </ul>
	地方創生テレワークの推進
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、地方で暮らしてもテレワークで都会と同じ仕事ができるとの認識が拡大</li> <li>・地方におけるサテライトオフィスでの勤務など地方創生に資するテレワーク（地方創生テレワーク）を推進することで、地方への新しい人の流れを創出し、東京圏への一極集中是正、地方分散型の活力ある地域社会の実現を図る</li> <li>・各種支援策を講じるとともに、産業界や自治体等の関係者を巻き込むための取組や、企業のICT環境、労務面などの環境整備を進める</li> </ul>
③	魅力ある地方大学の実現と地域産業の創出・振興

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域「ならでは」の人材を育成・定着させ、地域経済を支える基盤となることが求められている地方大学のあるべき姿を追求するため、2020年9月から12月にかけて会議を計7回実施し、様々な検討内容を取りまとめ</li> <li>・地方公共団体が先導し、大学、産業界等の連携により地域に特色のある研究開発や専門人材育成等を行う優れた取組について、引き続き地方大学・地域産業創生交付金等により重点的に支援を行い、産業振興・若者雇用の促進に向けた「キラリと光る地方大学」づくりを進める</li> </ul>
④	<p><b>関係人口※の創出・拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方移住の裾野拡大や地域課題の解決のため、「関係人口」を創出・拡大</li> <li>・都市と地域の両方の良さを活かして働く・楽しむ動きを捉え、オンライン関係人口など必ずしも言質を訪れない形での取組等も支援</li> </ul>
⑤	<p><b>企業版ふるさと納税(人材派遣型)の創設 ※令和2年10月13日創出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る</li> </ul>
⑥	<p><b>スーパーシティ構想の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民が参画し、住民目線で、2030年頃に実現される未来社会を先行実現することを目指す</li> </ul> <p><b>【ポイント】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①生活全般にまたがる複数分野の先端的サービスの提供</li> <li>②複数分野間でのデータ連携</li> <li>③大胆な規制改革</li> </ol>

※関係人口：特定の地域に継続的に多様な形で関わる者のこと

## 第2章 安全保障問題

### 第1節 日中、北朝鮮非核化へ連携

2019年（令和元年）12月23日、安倍首相は中国・北京で習近平国家主席と会談し、北朝鮮の完全な非核化に向けて連携していくことで一致した。また、これに併せて、尖閣諸島周辺海域での中国公船による活動の自粛、拘束された日本人の早期帰国を要求した。他に、香港情勢について憂慮を伝達した。

### 第2節 海上自衛隊の中東派遣

#### 1 はじめに

2019年（令和元年）12月27日、政府は、日本関係船舶のシーレーン（会場交通路）の安全確保に向けた情報収集を目的として海上自衛隊の中東派遣を閣議決定した。護衛艦「たかなみ」とP3C哨戒機2機が情報収集を行うこととなっており、派遣する隊員は260人規模となっている。なお、派遣の根拠は防衛省設置法の「調査・研究」で、国会の承認は不要である。

活動期間は2020年（令和2年）12月26日までの1年間とされ、延長する場合には改めて閣議決定することとなる。

#### 2 情報収集活動の開始

P-3C哨戒機2機については、2020年（令和2年）1月11日に日本を出港し、同月20日より情報収集活動を開始した。

また、護衛艦「たかなみ」については、2月2日に横須賀を出港し、同月26日から情報収集活動を開始した。

#### 3 中東派遣、1年間延長へ

2020年（令和2年）12月11日、海上自衛官の中東派遣について、政府は、活動期間を1年間延長することを閣議決定した。これにより、派遣の期限は2021年（令和3年）12月26日までとなった。

### 第3節 日米安保 60年

1960年（昭和35年）に岸内閣により日米安全保障条約が調印されてから、2020年（令和2年）で60年となる。「日米安保」とは、1960年の日米安全保障条約やこれに基づく日米の安全保障体制のことを指している。

日本を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している中、日米安保体制を強化し、日米同盟の抑止力を向上させていくことは、日本の平和と安全のみならず、アジア太平洋地域の平和と安定にとって不可欠であるとされている。日米両国は、首脳間の強力な信頼関係の

下で日米同盟がかつてなく強固である中、ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化しており、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。

さらに、普天間飛行場の移設や在沖縄海兵隊約9,000人のグアム等への国外移転を始めとする在日米軍再編についても、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担を軽減するため、日米で緊密に連携して取り組んできている。

## 第3章 東京オリンピック・パラリンピック大会延期

2020年（令和2年）に開催する予定だった「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」は、同年3月24日、国際オリンピック委員会（IOC）の臨時の理事会で満場一致で延期が承認された。延期は近代五輪史上初めてのことである。

開催延期に伴い、開催期間等について、次のように変更されることとなった。

### ■延期後の開催期間等

	変更前	変更後
オリンピック競技大会	2020年7月24日から8月9日まで	2021年7月23日から8月8日まで
パラリンピック競技大会	2020年8月25日から9月6日まで	2021年8月24日から9月5日まで

### ■延期に伴う課題

会場	五輪33競技分の再確保と施設維持費が必要となる
組織委員会	人件費の増加やオフィスの確保が必要となる
選手村	大会終了後にマンションに改修することとなるが、延期により引渡しが遅れ、補償の問題が生じる
ボランティア	延期後も、約11万人を確保することができるか
警備	延期後も、警備員1万人以上を確保することができるか
チケット	約500万枚を販売しており、払戻しの問題が生じる
宿泊先	組織委員会が仮押さえした4万6,000室や一般客が予約した分のキャンセルの問題が生じる
バス	確保した約2,000台を再び確保することができるか
新型コロナウイルス	そもそも終息しているかが不透明である

また、開催延期に伴い、大会開催期間中のアスリート、観客等の円滑な輸送と、経済活動、市民生活の共存を図るため、2021年（令和3年）も祝日を移動させることとなった。

具体的には、オリンピック開会式の7月23日前後が4連休、オリンピック閉会式の8月8日前後が3連休となる。これによって、東京中心部の混雑緩和が見込まれる。

なお、移動前の祝日（もともと祝日になるはずだった日）は、2021年（令和3年）は祝日ではなくなる。例えば、「スポーツの日」は本来10月第2月曜日だが、2021年（令和3年）10月11日は平日になる。また「海の日」（2021年（令和3年）7月19日）と「山の日」（2021年（令和3年）8月11日）も同様となる。

## 第4章 一票の格差と公職選挙法改正

### 第1節 意義

選挙人である国民の選挙権には、平等の価値が認められている（平等選挙）。しかし、実際には、国会議員の選挙において、各選挙区の議員定数の配分に不均衡があり、そのため人口数（または有権者数）との比率において、選挙人の投票価値（一票の重み）に不平等が生じている。この問題を「一票の格差（議員定数不均衡）」の問題という。

最高裁判所は、一票の格差を理由として、衆議院議員総選挙や参議院議員通常選挙について「違憲状態」「違憲」とする判断をするようになってきた。しかし、近年は、度重なる公職選挙法の改正の成果か、選挙区ごとの較差は縮小傾向にある。

## 第2節 最高裁判所の判断

### 1 衆議院の場合

衆議院議員総選挙における議員定数不均衡についての最高裁判所の判断は、以下のとおりである。

#### ■一票の格差 衆議院の場合

選挙	最大較差	判決
40回総選挙(93年7月)	2.82倍	合憲
41回総選挙(96年10月)	2.31倍	合憲
42回総選挙(2000年6月)	2.47倍	合憲
44回総選挙(05年9月)	2.17倍	合憲
45回総選挙(09年8月)	2.30倍	違憲状態
46回総選挙(12年12月)	2.43倍	違憲状態
47回総選挙(14年12月)	2.13倍	違憲状態
48回総選挙(17年10月)	1.98倍	合憲

### 2 参議院の場合

参議院通常選挙における議員定数不均衡についての最高裁判所の判断は、以下のとおりである。

#### ■一票の格差 参議院の場合

選挙	最大較差	判決
95年通常選挙	4.97倍	合憲
98年通常選挙	4.98倍	合憲
01年通常選挙	5.06倍	合憲
04年通常選挙	5.16倍	合憲
07年通常選挙	4.86倍	合憲
10年通常選挙	5.00倍	違憲状態
13年通常選挙	4.77倍	違憲状態
16年通常選挙	3.07倍	合憲
19年通常選挙	3.00倍	合憲

### 第3節 公職選挙法の改正

#### 1 衆議院の場合

2016年（平成28年）5月、公職選挙法が改正された。この改正は、衆議院議員の定数を10人削減するとともに、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差の是正措置について、各都道府県の区域内の選挙区の数を、2020年（令和2年）以降10年ごとに行われる国勢調査の結果に基づきいわゆるアダムズ方式により配分することとし、あわせて平成27年の国勢調査の結果に基づく特例措置を講ずること等を目的として行われた。

#### ■2016年（平成28年）改正公職選挙法のポイント

改正の内容		ポイント
①	衆議院議員の定数を10減する（小選挙区6減、比例代表4減）	衆議院議員の定数が「475」から「465」に減少した（小選挙区は「295」から「289」に、比例代表は「180」から「176」となった）
②	比例ブロックの定数配分につき、アダムズ方式※を導入する	アダムズ方式とは、都道府県ごとの人口比に基づいて定数配分を決める方式で、都道府県のそれぞれの人口をある数で割り、出た商の小数点以下を切り上げて定数を決めるものである

※ アダムズ方式は小数点以下を切り上げるため、人口が0でなければ議席が割り振られることとなる。「国民が1人でもいる以上、代表を出す権利を完全に奪うべきでない」という考え方で、人口の少ないところに有利に働くというのが最大の特徴である。さらにアダムズ方式は、他の方法と比べ、最大格差が小さいという特徴もある。

アダムズ方式を衆議院の選挙制度に組み入れることにより、今後人口が変動した際には、自動的に各都道府県に議席が割り振られ、選挙の公平性が高まるというメリットもあるが、地方に有利とはいえ、実際には多くの県で議席が削減されることになり、「地方の切り捨てにつながる」との指摘もある。

## 2 参議院の場合

### (1) 2015年(平成27年)改正

最高裁判所の「違憲状態」の判断を受けて、2015年7月に公職選挙法の改正がなされた。2015年の参議院の選挙制度改革では、議員定数を「10増10減」とし、「鳥取と島根」「徳島と高知」の各選挙区を統合する「合区」を決定した。

これにより1票の格差は2.97倍になるとみられたが、2016年7月の参院選では3.08倍となった。この「1票の格差」をめぐって、全国16の高裁や高裁支部のうち、10件が「違憲状態」、6件が「合憲」という判断を下した。そして2017年9月、最高裁判所の「合憲」との統一判断を示した。

### (2) 2018年(平成30年)改正

参議院における一票の格差を是正すべく、2018年(平成30年)7月の通常国会において、参議院議員の選挙制度の改正を内容とする改正公職選挙法が成立した。この改正法は、2019年(令和元年)7月に実施される参議院議員通常選挙から適用されることとなっている。

改正法のポイントは、以下のとおりである。

#### ■2018年(平成30年)改正公職選挙法のポイント

改正の内容		ポイント
①	参議院の総定数は6増となり、「248」となった	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙区の定数が2増となり、「148」となった(埼玉選挙区の定数が2増となり、8となつた)</li> <li>比例代表の定数が4増となり、「100」となつた</li> </ul>
②	比例代表制において「特定枠」が創設された	<ul style="list-style-type: none"> <li>「特定枠」とは、政党ごとの候補者名簿に設けられるもので、比例代表制における他の候補者より当選が優先されるという仕組みである</li> <li>特定枠に設定する候補者の数は、各政党が自由に決定することができる</li> </ul>

## 第5章 国内政治に関するその他の事項

### 1 神奈川県文書 大規模流出

2019年（令和元年）12月、個人の納税等に関する大量の個人情報や秘密情報を含む神奈川県庁の行政文書が蓄積されたハードディスク（HDD）が、ネットオークションを通じて転売され、流出していたことが発覚した。県のサーバーから取り外されたHDDのデータの消去が不十分なまま、中古品として出回っていた。

神奈川県によれば、データの消去から廃棄までを請け負った業者の社員が、転売に関与したことを認めた。

なお、神奈川県によれば、2021年（令和3年）1月5日現在、①HDDが外部に出たことによる具体的な被害の発生は確認されていない、②今回盗難された18本以外のHDDについては、溶解処理や解体・圧縮処理されており、外部に持ち出された事実は確認されていない。

### 2 東京都の人口減少

東京都によると、2020年（令和2年）12月1日現在の都内の人口は、推計で1,396万2,725人であった。これは、前の月と比べると1,000人余り、率にしておよそ0.01%減少したこととなる（日本人は約5,500人減った一方で、外国人は約4,500人増えて10カ月ぶりの増加となっている）。

東京都の人口は、5月1日現在の推計で初めて1,400万人を超えたが、6月から減少傾向に転じ、8月以降は5か月連続で減り続けている。

また、東京都から他の道府県に転出した人は、都内に転入した人より3,600人多く転出超過となっている。なお、転出超過も5か月連続となっている。

東京都の人口減少については、リモートワークにより、仕事と住まいの場所を切り離し、東京23区から都外に移住する人が増えているとの指摘がある。

### 3 サイバー犯罪 最多9,519件

2020年（令和2年）3月5日、警察庁は『令和元年におけるサイバー空間をめぐる驚異の情勢等について』と題した資料を公表した。これによれば、2019年（令和元年）中のサイバー犯罪の検挙件数は9,519件（前年比479件増）と過去最多を記録している。

最も増加したのは「不正アクセス禁止法違反による検挙数」の816件（前年比252件）で、そのうち310件が「パスワードの設定・管理の甘さにつけ込んだ手口」で最多であった。